

「朝日落合マンション」

置き配に関する使用細則

(目的)

第 1 条 組合員等は、専有部分でない共用部分に物品を置くことは原則として認められないことを前提に、専有部分の玄関前に非対面で宅配物を配送するサービスのみ例外的に認められることを容認するとともに、置き配に関してトラブルを未然に防止することを目的とする。

(禁止項目)

第 2 条 組合員等は、玄関前に非対面で宅配物を配送するサービスを利用する場合、次に掲げる行為をしてはならない。

- 管理組合が指定する仕様、範囲に反して専有部分の玄関前以外の場所、または通行や避難の妨げとなる位置を置き場所に指定すること。
- 宅配物を長時間置き場所に放置すること。
- 大型大量の宅配物を乱雑な放置等により通行や避難の妨げとなる状態で放置すること。

(違反者対応)

第 3 条 管理組合は、前項の規定に違反する宅配物や状態が確認された場合は、その宅配物を依頼したもしくは宅配物を受け取る組合員等に引き取りまたは是正対応を求めることができる。

(免責事項)

第 4 条 組合員等は、置き配の依頼及び宅配物の管理を自らの責任で行うものとし、管理組合及び管理業者は、宅配物への損害等について、一切責任を負わないものとする。

(改定手続き)

第 5 条 本細則の改廃は、総会で決議するものとする。

附則

(適用時期)

本規定は、総会決議後から適用するものとする。